【全警協ＨＰ掲載内容】

**重大労災事故速報制度**

全警協では、平成14年４月１日から「重大労災事故速報制度」を運用しています。本制度の趣旨等詳細については、次のとおりです。

* 趣旨

警備業務実施に伴う重大な労働災害事故に関する情報を迅速に収集し、資料化して活用することによって、警備業界における労働災害事故の防止を図るもの。

* 報告基準

警備業務実施に伴う次の業務災害とする。

※労災認定になる（又は労災認定される可能性がある）もの。

①死亡事故

②以下の重傷事故

○全治１ヶ月以上の怪我や疾病

○回復不能な身体や身体機能の一部欠損（後遺障害等）

○意識不明の状態（１日以上）や骨折

○上記ア～ウのいずれかが見込まれる状況

* 報告等の流れ

①加盟会社は、自社において「報告基準」の業務災害が発生した場合は、下の別紙様式１「重大労災事故発生報告書」により、所属する都道府県警備業協会（以下「県協会」という。）会長宛に報告する。

↓

②加盟会社から報告を受けた各県協会は、記載内容に不明な点がないか確認後、速やかに別紙様式１を全警協会長宛に報告する。

↓

③各県協会から報告を受けた全警協事務局は、別紙様式２「重大労災事故事例」により、速やかに各県協会に通知する。

↓

④全警協からの通知を受けた各県協会は、同内容を加盟各社へ伝達する。

↓

⑤加盟各社は、伝達された速報を基に、自社内における安全対策、警備員に対する教育・指導等に活用し、労働災害事故の防止を図る。

発生してしまった重大労災事故の内容や教訓等を加盟各社の現場教育の場で他山の石として是非活用していただき、悲惨な事故が二度と発生しないことを願っています。

**別紙様式１「重大労災事故発生報告書」**

**（報告フォーマット）**